

第1回

教育現場での著作権

『著作権』を考える 6回連載のスタートです

みなさんこんにちは。株式会社ブルームーンの阿南です。
当社は、塾・予備校で使用される「教材」や大学が出題した「入試問題」の2次利用に関する著作権処理（利用許諾申請の代行及び利用料支払い代行業務）を行っています。
年間処理件数は、主に英語を中心として国語、図版など約3,000件を処理しています。

依頼元	教科	用途	許諾取得に要する期間
塾・予備校	外国語(英語)	テキスト、模擬試験問題、イベント、HP掲載用の入試過去問題	1週間～2ヶ月
	現代文		1週間～10日
大学	外国語(英語)	オープンキャンパス配布用の過去問題、HP掲載用の入試過去問題	1週間～2ヶ月
	現代文		1週間～10日



昨今、著作権（知的財産権）に対する世の中の注目度は高まる一方です。著作権者（作家）の作品を、利用する側は、求められる様々な条件を遵守し、適法に利用しなければなりません。それが、著作権法の精神である「著作権者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」ことに合致するものであると思います。

そこで、6回にわたり「著作物の利用上の諸注意」という観点から、主に塾・予備校というフィールドで、今、何が行われ、今後どのようなことが予想されるかを一緒に考えて行きたいと思えます。

第1回目は「著作権とは何か」について、小説を補助教材として利用することを想定し、著作物を塾・予備校で利用する場合には、事前にどのような手続きを講じなければならぬのかを見て行きましょう。

小説を塾の補助教材として使うには

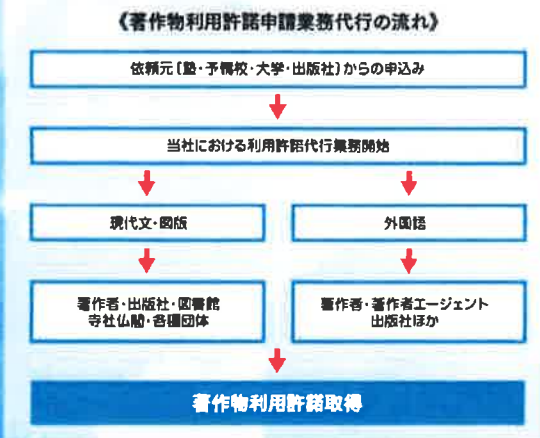
世にベストセラーと呼ばれる小説は数多くあります。
その中の一作を部分的にご自身の塾・予備校で補助教材として利用したいと考えました。次の①～③の対応のうち、その小説を利用するための適正な対応方法はどれでしょうか。

- ① 自分のパソコンで、利用したい小説の一部を、無断でたて書きからよこ書きにレイアウト変更し、また旧字体を新字体へ変更した。
- ② 利用したい部分を無断で5人分コピーして配布した。
- ③ 著作権者と、書籍の出版社に連絡を取り、塾・予備校の補助教材として利用したい旨を告げ、許諾を得た。

適正な対応は……、もちろん「対応③」です。
著作物（または著作権継承者）や書籍の出発元である出版社に対して、その作品をいつ、どのような方法・形式で、何人に配布するか、料金は徴収するのかなどについて申請し、その利用許諾を事前に得なければなりません。中学、高校そして大学の入試過去問題を利用しようとする場合は、上記「対応③」で明記した許諾申請先の他に、各中学、高校そして大学にも利用許諾の申請を行う必要があります。なぜなら、入試問題は出題した中学、高校そして大学の著作物でもあるからです。

われた」と著作権者が主観的に認識するのです。著作権者人格権については次回、解説したいと思います。

補助教材として書籍の一部をコピー（複製）し生徒に配布した場合に、著作権法上保護されている著作権者の複製権と隣接権を侵害している可能性が出てきます。配布する生徒の人数の多寡は関係ありません。たとえ一人であっても、無断で著作物を複製する行為が問題となるのです。



「対応②」の問題点
作品のたて書き、よこ書きや、旧字体・新字体など著作権者は強い「こだわり」を持っているかもしれません。そのような作品を著作権者に無断で「たて書き」「よこ書き」に、「旧字体」を「新字体」に変え補助教材として使用してしまったことを著作権者が知った場合、著作権者は著作権法上認められている著作人人格権（著作権者が死ぬまで専属的に著作権に帰属）に基づき、抗議を申し立てる可能性があります。つまり、著作権者の「意に反する」改変が行

今回は、「著作権者に与えられる権利」と題して、著作権者にはどのような権利が与えられているのかを紹介いたします。

株式会社ブルームーン
〒150-0001
東京都渋谷区神宮前4-3-15
東京セントラルビル312
電話: 03-6447-4040
Fax: 03-6447-4041
info@bluemoon-copyrights.co.jp
http://bluemoon-copyrights.co.jp/